

委員長報告

本委員会は、去る3月10日の本会議において付託を受けた議案9件について、16日、17日及び24日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1定議案第16号 田辺市職員の給与に関する条例の一部改正について、同議案第17号 田辺市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、同議案第18号 田辺市二地域居住者等お試し滞在施設条例の制定について、同議案第30号 田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、同議案第31号 訴えの提起について、同議案第35号 田辺市辺地総合整備計画の変更について、同議案第36号 田辺市過疎地域持続的発展計画の変更について、同議案第37号 令和8年度田辺市一般会計予算の所管部分及び同議案第47号 令和8年度田辺市四村川財産区特別会計予算について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第37号 令和8年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、まず、移住定住推進費に関わって、新たな奨学金返還支援助成金の導入目的及び周知方法について説明を求めたのに対し、「若者の移住定住促進を主眼として、本市における若者の定着を目的とした一方策として本制度を創設するものである。ホームページや移住相談会でのPRに加え、商工分野や教育部局等と密接に連携し、あらゆる方面から周知に努めてまいりたい」との答弁がありました。これに対し委員から、若者の地元回帰を促す積極的な発信に努めるとともに、単なる返還支援にとどまらず、将来的な市内への定住を見据えた全庁的な施策の研究に取り組まれないとの要望がありました。

次に、防災対策費に関わって、津波ハザードマップの改訂目的及び諸計画への影響について説明を求めたのに対し、「和歌山県が公表する最新の被害想定に基づき、浸水域や浸水深などの予測結果を反映して、住民等が津波リスクや避難に必要な情報を適切に把握できるよう、令和8年度中の全戸配布に向けて作成を進めるものである。あわせて、浸水想定範囲の拡大に伴う地域防災計画や事前復興計画等の修正についても、県と連携し適切に対応してまいりたい」との答弁がありました。これに対し委員から、浸水域が拡大する地域への確実な情報提供に努めるとともに、住民合意を経て策定した諸計画の修正に当たっては、これまでの経過に十分配慮し、丁寧な対応に努められないとの要望がありました。

次に、地域情報化推進費に関わって、情報通信設備高度化事業に伴うケーブルテレビ放送及び通信サービスの高度化並びに完全民営化の妥当性について説明を求めたのに対し、「国の補助制度を活用して完全民営化を図り、通信速度の飛躍的な向上とともに、将来にわたる維持管理や災害復旧の負担を解消するものである。なお、民間移行に当たっては、事業者による円滑な初期設定支援や周知が確実に行われるよう、適切に対応したい」との答弁がありました。これに対し委員から、高速通信網を地域活性化の好機と捉

え、高齢者等へのフォローアップに万全を期すとともに、民間移行後も生活インフラとしての安定供給や将来的な技術継承について、市として責任を持って注視していただきたいとの要望がありました。

次に、常備消防費に関わって、マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化とその効果について説明を求めたのに対し、「マイナ保険証の活用により、薬剤情報や特定健診結果等の正確な情報を迅速に取得できることから、搬送先医療機関との円滑な連携や現場滞在時間の短縮に資するものである」との答弁がありました。これに対し委員から、情報の閲覧方法や意識障害者等への対応、並びに今後の普及啓発について考えをただしたのに対し、「情報の閲覧は、原則として本人の同意に基づき専用端末で行われるが、意識障害等で同意が得られない場合でも、救命効果の向上に寄与するよう適切に運用するものである。今後の普及啓発に当たっては、救急現場における迅速な情報取得の有効性を周知するとともに、マイナ保険証の利用は個人の判断によることに留意し、市民の理解を求めながら丁寧に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、行政事業レビューにおける今後の進め方について説明を求めたのに対し、「令和8年度から3年間で約1,100の事務事業を点検する計画であり、各課とのヒアリングを通じて、より踏み込んだ評価検証を行っていく予定である。また、行政事業レビューに外部評価は導入せず、庁内での多角的な視点による評価を徹底するとともに、費用とその効果等を見極めながら、市民生活への影響も考慮の上、総合的な判断により、将来の収入減を見据えた予防的な財政の引締めを努めてまいりたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年3月24日

総務企画委員会

委員長 松上京子

委員 長 報 告

本委員会は、去る3月10日の本会議において付託を受けた議案12件について、12日、13日及び24日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1 定議案第26号 田辺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、同議案第27号 田辺市ふれあいの森基金条例の廃止について、同議案第28号 田辺市熊野の郷古道ヶ丘条例の廃止について、同議案第29号 田辺市熊野古道中辺路陶芸館条例の廃止について、同議案第32号 市道路線の認定について、同議案第33号 市道路線の変更について、同議案第34号 公有水面の埋立てについて、同議案第37号 令和8年度田辺市一般会計予算の所管部分、同議案第43号 令和8年度田辺市分譲宅地造成事業特別会計予算、同議案第45号 令和8年度田辺市駐車場事業特別会計予算、同議案第46号 令和8年度田辺市木材加工事業特別会計予算及び同議案第48号 令和8年度田辺市水道事業会計予算について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第37号 令和8年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、まず、労働諸費に関わって、中小企業賃金調査負担金について詳細説明を求めたのに対し、「賃金改定の状況等を市内の事業者へ情報提供するため、田辺商工会議所や市内の各商工会と連携し、市内企業の賃金調査を行うもの。事業費は、市からの負担金が23万円、田辺商工会議所が20万円、牟婁商工会が3万円、その他の各商工会が1万円の合計50万円となっている。専門的な知見が必要となるため、田辺商工会議所から一般財団法人和歌山社会経済研究所に委託する」との答弁がありました。

次に、農業振興費に関わって、緊急銃猟実施体制整備事業の費用内訳について説明を求めたのに対し、「鳥獣被害対策実施隊員報酬のほか、ヘルメットや熊よけスプレー等の消耗品費、賠償責任保険料、センサーカメラや防護盾等の備品購入費となっている」との答弁がありました。さらに委員から、要請があった場合の人員体制や負傷に伴う補償について説明を求めたのに対し、「銃猟者3人を基本として、状況に応じて最大で5人の要請を考えている。活動中や出退勤途上における負傷については、非常勤職員の公務災害補償制度の対象となる」との答弁がありました。

次に、山村振興費に関わって、紀州備長炭製炭士育成支援事業の対象者の想定人数と指導者の人数について説明を求めたのに対し、「対象人数については、令和7年8月から研修を行っている継続の方1人と新規2人分の合計3人を想定している。指導者については、田辺市木炭生産者組合が中心となり指導を行う予定で、主に1人で研修指導を行う」との答弁がありました。

次に、水産振興費に関わって、漁業者のための県単独の新たな補助事業について、市

として県と連携ができているのか説明を求めたのに対し、「県の新たな補助事業との連携については、詳細な事業要件等を確認した上で検討したい」との答弁がありました。これに対し委員から、漁業者が効果的に補助事業を活用できるよう市としても取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、観光費に関わって、田辺・弁慶映画祭事業費補助金の拡充内容について説明を求めたのに対し、「紀南文化会館の大規模改修によって、ビッグ・ユウでの開催を検討しており、会場変更に伴う費用の増額が見込まれる。また、20回目の開催に当たり、二十年史の作成や高校生を対象にしたワークショップなどの記念事業を実施する」との答弁がありました。

次に、街路事業費に関わって、文里湾横断道路県営事業の現状と完成時期について説明を求めたのに対し、「県からは、田辺海上保安部裏手の橋梁下部工事を行うための仮栈橋工事に着手すると報告を受けている。また、完成時期については未定であるが、市としては、早期の完成を要望している」との答弁がありました。さらに委員から、県の事業ではあるが、市としても国とともに本事業に関わっていく姿勢を示していただきたいとの意見がありました。

次に、議案第48号 令和8年度田辺市水道事業会計予算に関わって、水道料金改定に係る市の考えについて説明を求めたのに対し、「田辺市水道事業経営戦略の投資・財政計画（収支計画）では、令和11年度までの計画期間において資金不足に陥る状況ではないが、水道施設の大規模修繕や災害対策等を進めていく中で、近い将来、経営状況を見極めながら適正な料金水準について慎重に検討する必要がある」との答弁がありました。さらに委員から、水道料金を改定する場合は、市民に動揺が広がらないよう早期の周知をお願いしたいとの意見がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年3月24日

産業建設委員会

委員長 谷 貞 見

委員 長 報 告

本委員会は、去る3月10日の本会議において付託を受けた議案15件について、12日、13日及び24日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、1 定議案第19号 田辺市税条例の一部改正について、同議案第20号 田辺市地域福祉基金条例及び田辺市地域保健福祉推進補助金交付審査委員会条例の一部改正について、同議案第21号 田辺市障害福祉サービス事業所条例の廃止について、同議案第22号 田辺市保育所条例の一部改正について、同議案第23号 田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、同議案第24号 田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、同議案第25号 田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、同議案第37号 令和8年度田辺市一般会計予算の所管部分、同議案第41号 田辺市介護保険条例の一部改正について、同議案第44号 令和8年度田辺市診療所事業特別会計予算及び同議案第49号 令和8年度田辺市下水道事業会計予算の以上11件については、全会一致により、同議案第38号 田辺市国民健康保険税条例の一部改正について、同議案第39号 令和8年度田辺市国民健康保険事業特別会計予算、同議案第40号 令和8年度田辺市後期高齢者医療特別会計予算及び同議案第42号 令和8年度田辺市介護保険特別会計予算の以上4件については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第37号 令和8年度田辺市一般会計予算の所管部分のうち、まず、連絡所費に関わって、各連絡所における証明書発行件数について説明を求めたのに対し、「令和6年度の開所日243日に対し、市内11か所にある各連絡所における市民課が管轄する証明書の発行取扱件数は、最小が24件、最大が1,427件の実績がある」との答弁がありました。さらに委員から、連絡所職員の給与と業務内容との整合性及び連絡所の今後の在り方についてただしたところ、「給与と業務内容との関係については、連絡所を取り巻く状況等を鑑みて検討していかなければならない重要事項であると認識している。また、連絡所の在り方についても、住民サービスの向上と行政効率の両面、かつ地域の実情を踏まえ、関係部署と連携して検討していくべき案件である」との答弁がありました。

次に、戸籍住民基本台帳費に関わって、おくやみコーナーについて詳細説明を求めたのに対し、「御遺族が市役所で行う各種手続について、電話やオンラインにより事前に予約をしていただき、受付担当課が関係各課と情報を共有するとともに手続内容や準備書類を整理し、御遺族に連絡を行う。来庁当日は、御遺族におくやみコーナーへお越しいただき、関係部署の職員がリレー方式で対応することで、複数の窓口を回る負担の軽減を図る」との答弁がありました。これに対し委員から、行政局との連携に関する今後の展望について説明を求めたのに対し、「おくやみコーナーは本庁舎に来庁された方に対して職員がリレー方式で対応していくことを想定したもので、現時点では行政局との連携は想定していないが、今後は行政局への情報提供も含め、どのような連携が図れるか検

討していきたい」との答弁がありました。

次に、社会福祉総務費に関わって、重層的支援体制整備事業における相談窓口について説明を求めたのに対し、「市民の複雑化・複合化する支援ニーズ等に対応するため、新設する福祉総合支援センター係において福祉に関する相談を一元的に受け付け、複合的な課題を抱える世帯に対し、関係各課のみならず関係機関と連携し、伴走支援を実施する」との答弁がありました。さらに委員から、人員体制について説明を求めたのに対し、「事務職2名、社会福祉士1名、保健師1名、会計年度任用職員3名の合計7名を専従職員に、保健師1名を兼務職員とする予定である」との答弁がありました。

次に、教育指導費に関わって、学校司書の配置拡充について説明を求めたのに対し、「現在、学校司書4名で16校を週1回程度巡回する一方、残る19校については数年に一度の対象の年に、週1回程度巡回している状況である。司書の配置期間が終了した学校では、学校図書館環境の充実が十分に維持できていない状況にあるため、来年度は学校司書を2名増員することで、全ての学校に対し、一学期中に約10回、年間を通じて25回程度の巡回が可能となる配置体制を構築する」との答弁がありました。さらに委員から、今後の学校司書の配置について説明を求めたのに対し、「学校司書の配置数については、今回の増員にとどまらず、今後もさらなる配置拡充に向けて引き続き取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、学校管理費に関わって、プールに係る修繕計画について説明を求めたのに対し、「水を浄化する機械等については、劣化に伴う修繕の目安はあるものの、プール槽については修繕計画は策定しておらず、劣化状況を確認しながら随時修繕を行っている」との答弁がありました。これに対し委員から、今後、現存する全てのプールを維持していくことが厳しくなることも想定されることから、プールの使用期間や利用する児童生徒数、教職員の働き方改革の観点から、プールの在り方について、集約化も視野に検討されたいとの意見がありました。

次に、紀南文化会館整備事業費に関わって、トイレの洋式化の状況について説明を求めたのに対し、「トイレの洋式化については、男性用を7基から11基、女性用を16基から22基へと増設する予定にしている。大ホールの男性用トイレについては全て洋式化する予定である。一方、小ホールの男性用トイレについては、技術的には不可能ではないものの、工事費の増加や必要スペースの制約を踏まえ、今回は見送った」との答弁がありました。これに対し委員から、厳しい財政状況の中で事業を進めていることは理解するが、将来改めて改修を行う場合には、今回の工事費用と比べて多額の費用を要することも想定されることから、今回の大規模改修の機会を捉えた対応のほうに費用対効果及び利用者の利便性の面からも有効であるとの意見がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年3月24日

文教厚生委員会

委員長 加藤喜則